

『職場健康づくり宣言制度』認定事業所職員様向け  
インセンティブ提供に関するご案内

宮城県医師会健康センターのインセンティブ提供条件と内容

【大前提】

職場健康づくり宣言制度認定事業所（以下、認定事業所）の職員である事が必須です。

【条件】 下記の3条件に該当する必要があります。

1. 認定事業所の職員が配偶者と同じ日に一緒に健診・ドックを受けて頂いた場合
2. ご夫婦又はどちらかお一人が指定のドックコース（Aコース以上）を受診する場合
3. 健診予約時、事前に『インセンティブを希望』する旨をお申し出頂いた場合

【提供内容】『脱メタボ！』を目指して食生活改善のサポートを実施いたします。

1. 健康センターオリジナル「栄養バランス弁当」の提供（2名分）
2. 「家庭で出来る健康サポートメニュー」の情報提供

以上、お問合せ、健診・ドックのお申込みは 宮城県医師会健康センター健診科  
電話 022 (256) 8601 まで